Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



平成30年11月13日 帯 広 開 発 建 設 部

災害対策基本法に基づく車両移動訓練を行います

「災害対策基本法の改正 (平成26年11月改正)」により、大規模災害時における緊急車両の 通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化が図られることとなりま した。

帯広開発建設部では、これを踏まえ、大規模地震や大雪等の災害発生時に緊急車両の通行ルートを確保することを目的とした放置車両の移動訓練を下記のとおり実施しますので、お知らせします。

記

- 1. 開催日時 平成30年11月21日(水) 13:30~15:30 【荒天等により延期する場合があります】
- 2. 開催場所 帯広開発建設部 帯広道路事務所構内 中川郡幕別町札内西町73-6 (別紙参照)
- 3. 内 容 大規模地震や豪雪災害を想定した、災害対策基本法の基づく実車両を使用した車両 移動・啓開、関係機関との連携した訓練
- 4. 参加機関 十勝総合振興局、十勝地域関係自治体(帯広市ほか)、北海道釧路方面帯広警察署、 新得警察署、広尾警察署、池田警察署、本別警察署、とかち広域消防局、陸上自衛 隊第5旅団、帯広開発建設部、年間維持業者
- 5. その他 受付時間 13:10~ ※荒天等により延期する場合は、当部からお知らせしますので、取材を希望される方は、11月16日(金)までに問合せ先へご連絡ください。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局

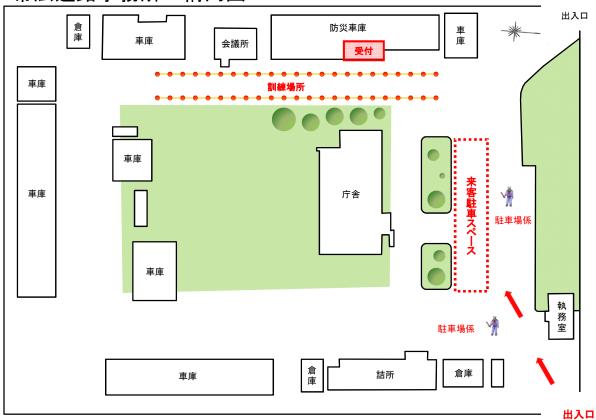
帯広開発建設部 道路防災推進官 小玉 孝行 (直通 0155-24-4104) 帯広開発建設部 道路整備保全課長 長谷 淳二 (直通 0155-24-4104)



带広道路事務所 位置図



带広道路事務所 構内図



災害時の緊急車両通行ルートの確保

~災害対策基本法の改正~



災害対策基本法改正の概要

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成26年11月21日に施行されました。

災対法に基づく車両等の移動の流れ

■区間指定の流れ

災害発生

放置車両・立ち往生車両により、緊急通行車両の 通行ルートが確保できない恐れ

災害対策基本法(第76条の6)に基づき区間を指定

道路管理者による車両等の移動が可能

■車両移動の流れ

緊急通行車両の通行ルートが確保できない



〇命令に従わない場合

必要に応じて車両移動のお願いをしますが従っていただけない場合

〇運転者等不在

車をおいて避難している場合などで運転者が不在の場合

○移動できない

大雪などの状況で身動きとれない場合



道路管理者による車両の移動を実施

道路利用者の皆様へのお願い

- 〇暴風雪等の悪天候が予想されるときは、最新の気象情報や道路情報などを事前に十分に確認し、不要不急 の外出は控えていただきますよう、お願いいたします。
- ○大地震や暴風雪等の災害時に、車両等をおいて避難する際は、できるだけ道路の左側に車間を詰めて停車 し、緊急通行車両の通行ルート確保にご協力をお願いいたします。
- 〇なお、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合は、災害対策基本法に基づき、道路管理者が区間を指定して、放置車両・立ち往生車両等の移動を行う場合があります。



【気象情報や道路情報などはこちらから】

○最新の情報について

緊急時における国道の情報をお知らせ 通行止め情報メール配信サービス 異常気象や災害による、通行止めの実施や解除をメール配信 ※機権によって返録するとい場合かあります。 ※別遠遠信用がかります。





道路の異常を発見したときは… 24時間受付 道路緊急ダイヤル #9910 (全国共通番号)

北の道ナビ 吹雪の視界情報 吹雪での視界不良情報をメールでの配信サービスも実施 バソコントhttp://northern-road.jp/navl/touge/fubuki.htm スマホ トhttp://northern-road.jp/navl/touge/sp/fubuki.htm

画温・温温の通りがありませる。 北海道地区道路情報 道路規制情報、道路気象情報、道路画像 情報をWebページで確認 パソコン▶http://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/





立ち往生車両発生の状況



登坂不能車による渋滞



車両移動訓練状況 (昨年)